

Smart Data Platform サービス利用規約 共通編

第1章 総則

(本規約の目的)

第1条

1. 当社は、この Smart Data Platform サービス利用規約(以下、「本規約」といいます。)を定め、これにより第5条に規定する Smart Data Platform サービス(当社が本規約以外の利用規約等及び料金表を定め、それにより提供するものを除きます。以下、「SDPF サービス」といいます。)を提供します。
本規約は共通編及び別冊から成り立ちます。本規約には、別冊において、補足、別記、料金表及び別紙がある場合には、それらも含まれます。なお、本規約の共通編及び別冊の条件に齟齬が生じる場合は、別冊の条件が優先して適用されるものとします。
2. SDPF サービスに係る契約者(以下、「契約者」といいます。)は、本規約を誠実に遵守するものとします。

(本規約の範囲)

第2条

1. 本規約は契約者と当社との間の SDPF サービスに関する一切の関係に適用します。
2. 当社が SDPF サービス提供の円滑な提供、運用を図るため必要に応じて契約者に通知する SDPF サービスの利用に関する諸規定は、本規約の一部を構成するものとします。

(本規約の変更)

第3条

1. 当社は本規約を変更することがあります。当該変更を行うときは、当該変更後の本規約の内容及びその効力発生時期を、当社の Web サイト上(<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>)への掲載その他の適切な方法により周知します。
2. 本規約の変更の効力が発生した後、契約者が、特段の申し出なく、本サービスを利用したとき、利用料金を支払ったとき、その他当該変更の特段の異議無く承諾したものと当社が判断したときは、かかる変更に同意したものとみなし、特に断りの無い限り料金その他の提供条件は変更後の規約によります。提供条件は変更後の規約によります。

(本規約の公表)

第4条

1. 当社は、当社のホームページ(<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>)その他当社が別に定める適切な方法により、本規約を公表します。

(用語の定義)

第5条 本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 SDPF	データ利活用に関するビジネスを支援するプラットフォーム。 SDPF サービスには、別冊に定める以下のサービス(以下、「別冊に定める各サービス」といいます)を含みます。 (https://ecl.ntt.com/kiyaku/) ・Enterprise Cloud1.0 サービス ・Enterprise Cloud2.0 サービス ・Flexible InterConnect サービス
4 自営端末設備	SDPF サービスを利用するために契約者が設置する端末設備(電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内であるもの。)
5 消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 契約

第6条 削除

(利用申込)

第7条

1. SDPF サービスの利用(SDPF サービスの契約内容の変更に係るものを含みます。)を希望する場合は、本規約に同意の上、当社所定の方法により申込むものとします。ただし、別冊に定めのある場合は、その定めるところによります。
2. 前項に契約内容の変更には、契約者が、別冊に定める各サービスについて、その利用開始を請求すること、及び、その解約を請求することを含みます。
3. 前項に際して、申込者確認のための資料を提出していただくことがあります。
4. 当社は、SDPF サービスの利用申込単位ごとに、SDPF サービスに係る契約IDを付与します。

(SDPF サービスの契約申込の承諾)

第8条

1. 当社は、SDPF サービスの利用に係る契約の申込み(変更申込を含みます。以下、本条において同じとします。)があったときは、受け付け順に従って承諾します。SDPF サービスに係る契約は、当社が承諾の通知を発信したときに成立するものとします。
2. 当社は前項の規定にかかわらず、次の場合には、SDPF サービスに係る契約の申込みを承諾しないことがあります。
 - ① SDPF サービスを提供することが技術上著しく困難なとき又は保守することが著しく困難である等、SDPF サービスに係る当社の業務の遂行上支障があるとき。
 - ② SDPF サービスに係る契約の申込みをした者が、SDPF サービスの料金等の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - ③ SDPF サービスに係る契約の申込みをした者がSDPF サービスの利用を停止されている若しくは停止されたことがある又はSDPF サービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。
 - ④ SDPF サービスに係る契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を申し出たとき。
 - ⑤ 前4号に規定するほか、別冊に定める場合のいずれかに該当するとき。
 - ⑥ その他SDPF サービスの提供に係る業務の遂行上著しい支障があるとき。
3. 当社は、SDPF サービスに係る契約が成立した後であっても、前項各号に該当することが明らかになった場合には第1項の承諾を取り消す場合があります。この場合、当社は取消により契約者が被った損害についての責任を負わないものとし、契約者はそれまでに当社が生じた費用を負担するものとします。

第9条 削除

(最低利用期間)

第10条

1. 別冊に定める各サービスの最低利用期間は、別冊に定めるところによります。

(契約の地位の承継)

第11条

1. 相続又は法人の合併若しくは分割によりSDPF サービスに係る契約の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により設立された法人は、当社の指定する方法により当社に届け出ていただきます。
2. 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
3. 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

(氏名等の変更の届出)

第12条

1. 契約者は、その氏名若しくは商号又は住所若しくは所在地について変更があったときは、そのことを速やかに当社に届け出ていただきます。
2. 前項の届出があったときは、当社に対しその届出のあった事実を証明する書類、あるいは当社の指定する資料を提

示いただくことがあります。

3. 第1項に規定する変更の届出を怠ったことにより契約者が不利益を被った場合であっても、当社はその責任を負わないものとします。

(契約に基づく権利の譲渡)

第13条

1. SDPF サービスに係る利用権(契約者が SDPF サービスに係る契約に基づいて SDPF サービスの提供を受ける権利をいいます。以下、同じとします。)の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。
2. SDPF サービスに係る利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により当社に請求していただきます。ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。
3. 当社は、前項の規定により SDPF サービスに係る利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。
 - ① SDPF サービスに係る利用権を譲り受けようとする者が、別冊に定める各サービスの料金等の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - ② SDPF サービスに係る利用権を譲り受けようとする者が、SDPF サービスの利用に係る契約の解除を受けたことがあるとき。
 - ③ SDPF サービスに係る利用権の譲渡の承認を受けようとする当事者が、譲渡の承認の請求にあたり虚偽の内容を記載した書面を提出したとき。
 - ④ SDPF サービスに係る利用権を譲り受けようとする者が、第15条(当社が行う SDPF サービスの利用に係る契約の解除)第1項の規定のいずれかに該当するとき。
 - ⑤ 前4号に規定するほか、別冊に定める場合のいずれかに該当するとき。
 - ⑥ その他、SDPF サービスの提供に係る業務の遂行上著しい支障があるとき。
4. SDPF サービスに係る利用権の譲渡があったときは、譲受人は、契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。

(契約者が行う SDPF サービスの利用に係る契約の解除)

第14条

契約者は、[SDPF サービス]に係る契約を一部または全部を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社の指定する方法により当社に通知していただきます。

(当社が行う SDPF サービスの利用に係る契約の解除)

第15条

1. 契約者が次のいずれかに該当するときは、SDPF サービスに係る契約の一部または全部を解除をすることがあります。
 - ① 第17条(利用停止)の規定により別冊に定める各サービスの利用を一部または全部停止された契約者が、なおその事実を解消しないとき。
 - ② 当社が別に定める期日を経過してもなお、別冊に定める各サービスの料金の支払いがないとき。
 - ③ 当社に申し出た内容に虚偽の内容を記載したとき。
 - ④ 法令等(外国法等を含みます。以下、同じとします。)に基づく強制的な処分により SDPF サービスを提供することが著しく困難となったとき。
 - ⑤ その他、本規約に違反したとき。
2. 当社は、前項の規定により、SDPF サービスに係る契約を一部または全部解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第3章 利用中止等

(利用中止)

第16条

1. 当社は、次の場合には、SDPF サービスの利用を一部または全部中止することがあります。
 - ① 当社の設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - ② 天災、事変、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
 - ③ SDPF サービスが正常に動作せず、SDPF サービスを継続して提供することが著しく困難であるとき。
 - ④ 法令等に基づく強制的な処分により SDPF サービスを提供することが著しく困難となったとき。
 - ⑤ 第18条(利用の制限)の規定により、通信利用を中止するとき。
 - ⑥ 前5号に規定するほか、別冊に定める場合のいずれかに該当するとき。

2. 当社は、前項の規定によりSDPF サービスの利用を中止するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第17条

1. 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、SDPF サービスの利用を一部または全部停止することがあります。
 - ① 料金その他の債務について、別冊に定める各サービスの支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - ② 第11条(契約の地位の承継)又は第32条(契約者の義務)の規定に違反したとき。
 - ③ 前2号のほか、本規約に反する行為であって、別冊に定める各サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。
 - ④ 前3号に規定するほか、別冊に定める場合のいずれかに該当するとき。
2. 当社は、前項の規定によりSDPF サービスの一部または全部の利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用の制限)

第18条

1. 当社は、天災、事変、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、SDPF サービスに係る通信の利用を中止する措置をとることがあります。
2. 当社は、他の電気通信事業者等から異議申立てがあり、SDPF サービスの提供とその電気通信事業者等の提供するサービス等との間の通信を継続して行うことについて当社の業務の遂行に重大な支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると当社が認めるときは、その通信の一部の利用を中止することがあります。
3. 当社は、当社の設備を不正アクセス行為から防御するため必要な場合、SDPF サービスの一部または全部の利用を中止する措置をとることがあります。

第4章 料金等

(料金)

第19条

1. 別冊に定める各サービスの料金は、別冊に定める料金表に定めるところによります。なお、関連法令の改正等により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税等相当額は変更後の税率により計算するものとします。
2. 物価の上昇、経済事情の変動、為替の変動、現地税制の改正等により契約金額が不相当となった場合、当社は、原則として契約金額の変更を実施できるものとします。但し、為替の変動による契約金額の変更は、直近の暦月3か月間の平均 TTM レート(株式会社三菱東京 UFJ 銀行のホームページに記載されるもの)が、本契約締結時の TTM レート(同上)と比較して7%以上変動した場合に限定されるものとします。また、既存の別冊に定める各サービスの料金等を値上げする場合は、30日前までに契約者に通知するものとします。

(料金の支払義務)

第20条

1. 契約者は、別冊に定める各サービスの提供により、別冊に定める料金の支払いを要することとします。
2. 利用停止又は利用中止があったときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。

(料金の計算方法等)

第21条

1. 利用料金、工事に関する費用などの料金の計算方法並びに支払方法は、別冊に定める各サービス料金表通則及び料金表に定めるところによります。
2. 手続きに関する料金については、本規約の共通編別記(手続きに関する料金)に定めるところによります。

(割増金)

第22条

契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

(延滞利息)

第23条

契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお、支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払い期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

ん。

(注) 本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。

第 5 章 データの取扱

(データの取扱)

第24条 当社は、当社の電気通信設備に保存された契約者のデータ(以下、「契約者データ」といいます。)が、滅失、毀損若しくは漏洩した場合又は滅失、毀損、漏洩その他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合、その結果契約者又は第三者に発生した直接若しくは間接の損害について、その原因の如何を問わず、責任を負わないものとします。

(データの利用)

第25条

1. 当社は、当社の電気通信設備の故障若しくは停止等の復旧等の設備保全又は SDPF サービスの提供の維持運営のため、契約者データを確認、複写又は複製することがあります。
2. 当社は、前項の用途以外で契約者データを利用しないものとします。
3. 契約者は、契約者が SDPF サービスに係る当社の電気通信設備に登録又は保存したデータ等を、自らの責任でバックアップとして保存するものとします。
4. 契約者は、SDPF サービスに係る契約が終了等するとき(契約者が料金表に規定するメニュー又はプランを廃止するときを含みます。)には、前項に規定するデータ等を、自己の責任と費用負担において、必要に応じ退避するものとします。
5. SDPF サービスを利用して契約者が提供または伝送するデータ等(コンテンツを含みます。)については、契約者の責任で提供されるものであり、当社はその内容等について保証を行わず、また、それに起因する損害についても責任を負わないものとします。

(データの消去)

第26条

1. 当社は、契約者データが当社の定める所定の基準を超えたとき又は第 17 条(利用停止)1項のいずれかに該当するときは、契約者に対し何らの通知なく、現に蓄積しているデータを削除又はデータの転送を停止することがあります。
2. 当社は、SDPF サービスに係る契約の解除等があったときは、契約者データを削除します。
3. 前2項の場合において、当社は、契約者又は第三者に発生した直接若しくは間接の損害について、その原因の如何を問わず、責任も負わないものとします。

第 6 章 損害賠償等

(責任の制限)

第27条

1. 当社は、別冊に定める各サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、別冊に定める各サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して 24 時間以上その状態が連続した場合に限り、その契約者の損害に対して責任を負うものとします。
2. 前項の場合において、当社は別冊に定める各サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(24 時間の倍数である部分に限ります。)について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するに係る月額上限料金もしくは月額定額料金(料金表の利用料金のうち、別冊に定める各サービスが全く利用できない状態が生じた時点において契約者が利用している部分に係るものに限ります。)の合計額を上限として、その責任を負うものとします。
3. 前 2 項の規定にかかわらず、別冊に損害賠償の取扱いについて別段の定めがある場合は、その定めるところによります。
4. 当社の故意又は重大な過失により別冊に定める各サービスを提供しなかったときは、前 3 項の規定は適用しないものとします。

第 7 章 サービスレベル合意書

(サービスレベル合意書の適用)

第28条 当社は、別冊に定める各サービスの提供にあたり、サービス品質に関する指標(以下、「サービスレベル」といいます。)

を設定し、そのサービスレベル、対象及び適用条件等は別冊に定める各サービスの「サービスレベル合意書」に定めるとおりとします。

第8章 雑則

(免責)

第29条

1. 当社は本規約で特に定める場合を除き、契約者に係る損害を賠償しないものとし、契約者は当社にその損害についての請求をしないものとします。また、契約者は、SDPF サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決し、当社に当該の損害を負担させないものとします。
2. 当社は、SDPF サービスの利用により生じる結果について、契約者に対し、SDPF サービスの提供に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分又はその他の原因を問わず、責任を負担しないものとします。
3. 当社は、本規約の変更等により自営端末設備等の改造又は変更(以下、この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。
4. 本条に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。

(SDPF サービスの廃止)

第30条

1. 当社は、SDPF サービスの別冊に定める各サービスまたは全部の提供を廃止することがあります。この場合、当社は、180日の予告期間において契約者にその旨を通知するものとします。
2. 当社は、当社の判断により、別冊に定める各サービスの内容の追加、変更を行うことがあります。なお、サービス内容の追加・変更について契約者に著しい不利益を及ぼさないと当社が判断した場合、SDPF サービス公開ホームページに掲載することでサービス仕様書等を、予告期間をおかずに変更できるものとします。
3. 当社は、別冊に定める各サービスの一部機能の提供を廃止するときで、あらかじめ契約者に対してその廃止する機能の代替となる手段または同等の機能を提示できない場合、30日以上以上の予告期間をもって、変更後の一部機能の内容を、通知するものとします。ただし、料金表に定める諸規定などに別段の定めがある場合はこの限りではありません。
4. 本条の規定による SDPF サービスの一部または全部の廃止があったときは、SDPF サービスの利用の一部又は全部に係る契約は終了するものとします。
5. 本条の規定による SDPF サービスの一部または全部の廃止により、契約者が何らかの損害を被った場合においても、当社は責任を負いません。

(法令に規定する事項)

第31条 SDPF サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(契約者の義務)

第32条

1. 契約者は、次のことを守っていただきます。
 - ① 当社又は第三者の著作権その他の権利を侵害する行為をしないこと。
 - ② SDPF サービスの利用によりアクセス可能な当社又は第三者のデータを改ざん、消去する行為をしないこと。
 - ③ 第三者になりすまして SDPF サービスを利用する行為をしないこと。
 - ④ 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと。
 - ⑤ 当社の設備に無権限でアクセスし、その利用又は運営に支障を与える行為をしないこと。
 - ⑥ 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報収集する行為をしないこと。
 - ⑦ その他、法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと。
 - ⑧ その他前各号に該当する恐れのある行為又はこれに類する行為を行わないこと。
 - ⑨ 前号に規定するほか、別冊に定める場合のいずれかに該当するとき。
2. 契約者は、前項の規定に違反して SDPF サービスの利用に係る当社の電気通信設備等を毀損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要の費用を支払っていただきます。
3. 当社は、契約者の本条に規定する義務違反により契約者又はその他の者に発生する損害について責任を負わないものとします。
4. 契約者は、SDPF サービスに係るID及びパスワード(以下、「ID等」といいます。)を管理する責任を負うものとし、その

内容をみだりに第三者に知らせてはなりません。当社は、ID 等の一致を確認した場合、当該 ID 等を保有する者として登録された契約者が SDPF サービスを利用したもののみとみなします。

5. 契約者が前項の規定に違反して SDPF サービスに係る当社の業務遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると当社が判断した場合、当社はID等の変更その他当社が別に定める必要な措置をとる場合があります。当該措置により契約者に発生する損害について、当社は責任を負わないものとします。
6. 当社は、前項の規定により必要な措置をとる場合は、あらかじめその理由、その他必要な措置をとる旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
7. 契約者は、日本国の輸出関連法規を遵守するものとします。
8. 契約者は、SDPF サービスまたは SDPF サービスに係るソフトウェアを、直接的であれ間接的であれ輸出もしくは持ち出す場合または非居住者に提供する場合は、経済産業省の許可を取得する等、必要な手続きをとらなくてはなりません。
9. 契約者は、契約者が日本国により輸出又は技術の提供を禁止されている者ではないこと又は日本国の輸出関連法規に定める外国ユーザーリストに掲載されている者ではないことを保証しなければなりません。
10. 契約者は、SDPF サービス又は SDPF サービスに係るソフトウェアを、日本国の輸出関連法規に定める核兵器を含む大量破壊兵器もしくは、通常兵器等の開発、製造または使用のために使用してはなりません。

(契約者の協力義務)

第33条

1. 当社は以下の場合、契約者に対し、本契約に関する契約者の機器・情報・資料その他の物品の提供、及び当社が行う調査に必要な範囲で契約者の設備等への立入調査等の協力を求めることができるものとします。この場合、契約者はこれに応じるものとします。
 - ① 契約者による本契約の遵守状況を調査、確認するために必要な場合
 - ② 故障予防又は回復のために必要な場合
 - ③ 技術上必要な場合
 - ④ その他、当社が必要と判断する理由がある場合
2. 契約者は、SDPF サービスが不正に利用され、又は利用されようとしているときには、直ちに当社に通知するものとし、SDPF サービスの不正利用に係る当社の調査に協力するものとします。

(契約者に対する通知)

第34条

1. 契約者に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとします。
 - ① 当社の Web サイト上に掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって、契約者に対する通知が完了したものとみなします。
 - ② 契約者が利用申込の際又はその後に当社に届け出た契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信して行います。この場合は、契約者の電子メールアドレスを管理する電気通信設備に到達した時をもって、契約者に対する通知が完了したものとみなします。
 - ③ 契約者が利用申込の際又はその後に当社に届け出た契約者の住所宛に郵送して行います。この場合は、郵便物が契約者の住所に到達した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。
 - ④ その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって、契約者に対する当該通知が完了したものとみなします。
2. 本規約又は関連法令において書面による通知手続が求められている場合であっても、契約者は、当社が前項各号の手続をもって書面による通知に代えることができることに予め同意するものとします。

(当社の知的所有権)

第35条

1. SDPF サービスの提供に関連して当社が契約者に貸与又は提示するソフトウェア等のプログラム又は物品(本規約、SDPF サービスの仕様書、取扱マニュアル等を含みます。以下、本条において同じとします。)に関する著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含みます。)及び著作者人格権(著作権法第 18 条から第 20 条の権利を含みます。)並びにこれに含まれるノウハウ等一切の知的財産権は当社又は当社の指定する者に帰属するものとします。
2. 契約者は前項のほか、次のとおりプログラム等を取り扱うものとします。
 - ① SDPF サービスの利用目的以外に使用しないこと。
 - ② 複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行わないこと。
 - ③ 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。
 - ④ 当社又は当社の指定する者が表示した著作権表示を削除又は変更しないこと。
 - ⑤ 当社が指定する使用範囲を超えて使用しないこと。
3. 契約者が前項の規定に違反したことにより、SDPF サービスに係るソフトウェア等を提供する第三者が、当該第三者の知的財産権を侵害しているとするクレームを提起した場合、当社は、SDPF サービスの利用を停止することがあります。

また、契約者は、当社が当該第三者に支払った違約金、その他の損害等について、契約者がこれを負担することに同意するものとします。

4. 本条の規定は、SDPF サービスに係る契約の終了後も効力を有するものとします。

(個人情報の取扱い)

第36条

1. 当社は、SDPF サービスの提供にあたり、当社が取得する契約者に係る個人情報(以下、本条において「契約者個人情報」といいます。)の取扱いについては、当社のプライバシーポリシー及びサービス提供を行う拠点の準拠法の定めるところによります。
2. 当社は、当社が保有している個人情報について契約者から開示の請求があったときは、原則として開示をします。
3. 契約者は、前項の請求をし、その個人情報の開示(該当個人情報が存在しない場合に、その旨を知らせることを含みます。)を受けたときは、当社が別に定める手数料の支払いを要します。
4. 欧州経済地域の個人情報を含む契約者データ(以下、「EEA 個人データ」といいます。)の処理または再処理を当社が行う場合、当社のサービスサイト(<https://ecl.ntt.com/>)に掲載する一般データ保護規則条件が適用されるものとします。
5. SDPF サービスの利用による EEA 個人データの移転には、当社のサービスサイトに掲載する標準契約条項(処理者)が適用されるものとします。

(通信ログの取扱い)

第37条 当社は、SDPF サービスの利用に係る通信ログについて、課金・料金請求、サービスの維持・継続及びネットワークの安定的運用等の業務の遂行のために必要かつ相当な目的の範囲内で利用する場合があります、契約者はこれに同意するものとします。

(第三者への委託)

- 第38条 1. 契約者は、当社がSDPF サービスを提供するにあたり、SDPF サービスの提供の全部又は一部を当社の指定する第三者に委託することを了承するものとします。
2. 当社は、前項に基づき、当社が再委託した場合の再委託先の選任及び監督について、本規約に定める範囲で責任を負うものとします。

第39条 削除

第40条 削除

(管轄裁判所)

第41条 契約者と当社との間で SDPF サービスの提供又は利用に関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(準拠法)

第42条 本規約に関する準拠法は日本法とします。

(ポータル契約の締結)

第43条

1. 当社は、SDPF サービスに係る契約の申込みがあった場合又は SDPF サービスに係る利用権の譲渡の承認の請求があった場合は、申込者等(SDPF サービスに係る契約の申込みをした者又は SDPF サービスに係る利用権の譲渡の承認を請求した者(譲受人となる者に限ります。))をいいます。以下、この条において同じとします。)から、当社が定めるカスタマポータル規約に規定するポータル契約の申込みがあったものとみなします。
2. SDPF サービスに係る契約の申込みの承諾を受けた者又は SDPF サービスに係る利用権を譲り受けることの承認を受けた者は、前項の規定と当社が定めるカスタマポータル規約の規定とに基づいて、当社とポータル契約を締結したこととなります。この場合、契約者と当社との間で成立するポータル契約は、その契約者に係る SDPF サービスに係る契約が複数となる場合であっても、1契約とします。
3. 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、前2項の規定を適用しません。
 - ① 当社が SDPF サービスに係る契約の申込みを承諾する時点又は当社が SDPF サービスに係る利用権の譲渡を承認する時点において、申込者等と当社との間で、当社が定めるカスタマポータル規約に基づくポータル契約又は当社が定める Customer Portal Terms and Conditions に基づく Portal Agreement を既に締結しているとき。
 - ② 申込者等から、前2項の規定を適用しないでほしい旨の意思表示があったとき。

補足 削除

別記1 手続きに関する料金

手続きに関する料金等について、第21条(料金の計算方法等)の2項に規定する別記として、手続きに関する料金等を下記により定めます。ただし、別冊に定めのある場合は、その定めるところによります。

1 適用

区分	内容
手続きに関する料金の適用	<p>手続きに関する料金は、次のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・譲渡承認手数料 <p>利用権の譲渡の承認の請求をし、その承認を受けたときに支払いを要する料金</p>

2 料金額

料金種別	単位	料金額
譲渡承認手数料	1の契約ごとに	800円 (880円)

附 則

附則（平成24年6月28日 CL第201088号）
（実施期日）

1 本規約は、平成24年6月29日から実施します。

附則（平成24年9月28日 CL第202149号）
この改正規定は、平成24年10月1日から実施します。

附則（平成25年2月1日 CL第203490号）
この改正規定は、平成25年2月1日から実施します。

附則（平成25年4月5日 CL第300025号）
この改正規定は、平成25年4月5日から実施します。

附則（平成25年4月19日 CL第300126号）
この改正規定は、平成25年4月22日から実施します。

附則（平成25年5月2日 CL第300321号）
この改正規定は、平成25年5月2日から実施します。

TU

附則（平成25年6月28日 CL第300930号）
この改正規定は、平成25年6月28日から実施します。

附則（平成25年10月31日 CL第302232号）

1 この改正規定は、平成25年10月31日から実施します。

2 この改正規定実施前に、改正前の規定により適用している次表の左欄のサービスは、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスに変更します。

料金表 第1表 利用料金 2.料金額 (2) ネットワークに係るもの ①インターネット接続に係るものに規定する「帯域保証タイプ」	料金表 第1表 利用料金 2.料金額 (2) ネットワークに係るもの ①インターネット接続に係るものに規定する「帯域確保タイプ」
料金表 第1表 利用料金 2. 料金額 (2) ネットワークに係るもの ⑦イントラネット接続に係るものに規定する「イントラネット接続」	料金表 第1表 利用料金 2. 料金額 (2) ネットワークに係るもの ⑦イントラネット接続に係るものに規定する「100M ベストエフォートタイプ」

附則（平成25年11月20日 CL第302404号）
この改定規約は、平成25年11月25日から実施します。

附則（平成25年12月26日 CL第302817号）
この改定規約は、平成25年12月26日から実施します。

附則（平成26年1月29日 CL第303115号）

1 この改定規約は、平成26年1月31日から実施します。

2 この改正規定実施前に、改正前の規定により適用している次表の左欄のサービスは、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスに変更します。

料金表 第1表 利用料金 2.料金額に規定する「(3)バックアップに係るもの ①グローバルデータバックアップ(セルフ)に係るもの」	料金表 第1表 利用料金 2.料金額に規定する「(3)バックアップに係るもの ①グローバルファイルストレージに係るもの」
料金表 第3表 工事に関する費用 2.工事費の額に規定する「グローバルデータバックアップ(セルフ)」	料金表 第3表 工事に関する費用 2.工事費の額に規定する「グローバルファイルストレージ」

附則（平成26年3月13日 CL第303574号）
この改定規約は、平成26年4月1日から実施します。

附則（平成26年3月27日 CL第303795号）
この改定規約は、平成26年4月1日から実施します。

附則（平成26年4月28日 CL第 303795-1号）
この改定規約は、平成26年5月1日から実施します。

附則（平成26年4月30日 CL第 400261号）
この改定規約は、平成26年6月1日から実施します。

附則（平成26年7月1日 CL第 400737号）
1 この改正規定は、平成26年7月1日から実施します。
2 この改正規定実施前に、改正前の規定により適用しているサービス名称と、この改正規定実施の日以後、改定後の規定により適用しているサービス名称の対照表は別紙3「エンタープライズクラウド料金表新旧メニュー対照表」の通りです。

附則（平成26年7月30日 CL第 401032号）
1 この改正規定は、平成26年8月1日から実施します。
(経過措置)
2 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により締結している本サービスに係る契約については、この改正規定実施の日において、その契約者から、当社が定めるカスタムポータル規約に規定するポータル契約の申込みがあったものとみなし、その契約者と当社との間でポータル契約を締結したとします。
この場合、その契約者と当社との間で成立するポータル契約は、その契約者に係る本サービスに係る契約が複数の場合であっても、1契約とします。

附則（平成26年9月4日 CL第 401357号）
この改定規約は、平成26年9月5日から実施します。

附則（平成26年10月9日CL第 401715号）
この改定規約は、平成26年10月10日から実施します。

附則（平成26年10月30日CL第 401895号）
この改定規約は、平成26年11月1日から実施します。

附則（平成26年11月13日CL第 402041号）
1 この改定規約は、平成26年11月17日から実施します。
(経過措置)
2 平成26年11月17日から平成27年3月31日までの間に、次に掲げる条件のいずれか1つを満たした者が、当社が指定する方法により別表1に掲げるメニューの範囲で、かつ別表2に掲げるメニューのいずれかを含む本サービス(以下、本附則において「適用対象サービス」といいます。)の利用の申込を行った場合であって、当社がその申込みを承諾し、平成27年6月30日までにその利用の開始があった場合は、本附則第3項から第5項までの定めを適用します。
① 当社の Universal One サービス契約約款に定める Universal One 契約者であること又は本サービスの申込みと同時に Universal One 契約に係る利用の申込みがあること(当社が認めた場合を含みます)
② 当社のコロケーションサービスに係る利用契約を締結していること又は本サービスの申込みと同時にそのコロケーションサービスに係る利用契約を締結すること(当社が認めた場合を含みます)
③ 別表2のセキュリティに係るメニューを含む本サービスの申込みがあること
3 最初の提供を開始した日からその提供を開始した日を含む月の翌々月末日(以下、本附則において「課金開始日」といいます)までの期間において、適用対象サービスに係る利用料金及び工事に関する費用の支払いを要しません。
4 課金開始日前に契約の解除等があった場合は、最低利用期間に係る料金表の定めを適用しないものとします。但し、契約の解除が第15条による場合は、その限りではありません。
5 前3項の定めに係らず、適用対象サービスに係る1の契約(以下、本附則において「適用対象契約」といいます)において、別表1に定めのない対象メニューの利用を開始した場合、その利用を開始した日から、適用対象契約に係る全ての料金等(別表1及び別表2に係るものを含みます)の支払いを要します。

別表1

対象メニュー	
コンピュータ	コンピュータリソース（共用機器）
	コンピュータリソース（専用機器）
	プライベートカタログ
	OS ライセンス
	Database ライセンス

	Microsoft SAL	
	HULFT	
バックアップ	イメージバックアップ ファイルバックアップ	
ネットワーク	インターネット接続	
	グローバル IP アドレス	
	VPN 接続	
	サーバーセグメント	
	相互接続	サービス相互接続
		コロケーション接続
		オンプレミス接続
	v ファイアーウォール	
	v ロードバランサー	
	統合ネットワークアプライアンス	
	グローバルファイルストレージ	
	ブロックストレージ	
ライセンススイッチ Windows (※1)		
セキュリティ	不正アクセス対策セキュリティ IPS/IDS+ ウイルス対策(Web)	
	Web ブラウジングセキュリティ ウイルス対策(Web) + URL フィルタリング	
	インターネット GW セキュリティ IPS/IDS+ ウイルス対策(Web) + URL フィルタリング	
	VM セキュリティアドバンスドパッケージ(※2) ウイルス対策(VM)+仮想パッチ+VM 間ファイアウォール	
その他	OS マネジメント	
	Power オプション (※3)	

※1,2 利用開始日が他の対象メニューの利用開始日以降になります。

※3 利用規約外サービスのため、別途 Power オプション用の特約書による利用申込が必要です。

別表2

対象メニュー	
ネットワーク	VPN 接続
	相互接続 コロケーション接続
セキュリティ	不正アクセス対策セキュリティ IPS/IDS+ ウイルス対策(Web)
	Web ブラウジングセキュリティ ウイルス対策(Web) + URL フィルタリング
	インターネット GW セキュリティ IPS/IDS+ ウイルス対策(Web) + URL フィルタリング
	VM セキュリティアドバンスドパッケージ ウイルス対策(VM)+仮想パッチ+VM 間ファイアウォール

附則（平成 26 年 11 月 27 日 CL 第 402176 号）

1 この改定規約は、平成 26 年 12 月 1 日から実施します。

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に定める次表の左欄のメニュー・区分は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のメニュー・区分にそれぞれ読み替えて改正規定を適用します。

料金表 第 1 表 2. 料金額 別紙 1-2「エンタープライズクラウド料金表(税抜価格)」に規定する「④外部ストレージ/グローバルファイルストレージ/同一 DC 保管/日本データセンター」	料金表 第 1 表 2. 料金額 別紙 1-2「エンタープライズクラウド料金表(税抜価格)」に規定する「④外部ストレージ/グローバルファイルストレージ/プライマリストレージ/日本データセンター」
料金表 第 1 表 2. 料金額 別紙 1-2「エンタープライズクラウド料金表(税抜価格)」に規定する「④外部ストレージ/グローバルファイルストレージ/遠隔 DC 保管/日本データセンター」	料金表 第 1 表 2. 料金額 別紙 1-2「エンタープライズクラウド料金表(税抜価格)」に規定する「④外部ストレージ/グローバルファイルストレージ/プライマリストレージ/日本データセンター」 及び、 料金表 第 1 表 2. 料金額 別紙 1-2「エンタープライズクラウド料金表(税抜価格)」に規定する「④外部ストレージ/グローバルファイルストレージ/セカンダリストレージ/日本データセンター」

附則（平成 26 年 12 月 7 日 CL 第 402176-1 号）

この改定規約は、平成 26 年 12 月 8 日から実施します。

附則（平成 27 年 1 月 1 日 CL 第 402498 号）

この改定規約は、平成 27 年 1 月 1 日から実施します。

附則（平成 27 年 1 月 22 日 CL 第 402715 号）

この改定規約は、平成 27 年 1 月 23 日から実施します。

附則（平成 27 年 2 月 26 日 CL 第 403180 号）

この改定規約は、平成 27 年 3 月 1 日から実施します。

附則（平成 27 年 3 月 29 日 CL 第 403753 号）

この改定規約は、平成 27 年 4 月 1 日から実施します。

附則（平成 27 年 4 月 30 日 CL 第 500239 号）

1 この改定規約は、平成 27 年 4 月 1 日から実施します。

2 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により Oracle SE ONE 又は Oracle SE RAC（以下、「Oracle オプション」といいます）の提供を受けている契約者のその Oracle オプションに関する提供条件その他の取扱い（料金に係るものを除きます）については、なお従前のおりとしします。但し、当社が、当社の指定する方法によりその契約者に通知した場合は、この限りではありません。

附則（平成 27 年 5 月 12 日 CL 第 500322 号）

この改定規約は、平成 27 年 5 月 12 日から実施します。

附則（平成 27 年 6 月 1 日 CL 第 500581 号）

この改定規約は、平成 27 年 6 月 1 日から実施します。

附則（平成 27 年 6 月 29 日 CL 第 500928 号）

この改定規約は、平成 27 年 7 月 1 日から実施します。

附則（平成 27 年 7 月 31 日 CL 第 501296 号）

この改定規約は、平成 27 年 8 月 1 日から実施します。

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に定める次表の左欄のメニュー・区分は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のメニュー・区分にそれぞれ読み替えて改正規定を適用します。

料金表 第 1 表 2. 料金額 別紙 1-2「エンタープライズクラウド料金表(税抜価格)」の①コンピュータ/HULFT/HULFT7 for Linux-EX(*4)	料金表 第 1 表 2. 料金額 別紙 1-2「エンタープライズクラウド料金表(税抜価格)」の①コンピュータ/HULFT に規定する以下のメニュー
--	---

<p>別紙 1-3 エ)別紙1-2に定める(*4)のメニュー(以下、「アクティブメニュー」といいます。)について、契約者がクラスタ環境(2ノード以上の仮想環境をいいます。)を構築して本サービスを利用する場合であって、当社が指定する方法によりスタンバイメニュー(アクティブメニューに係る機能の冗長化を目的としたものをいいます。以下、同じとします。)の追加があったときは、そのスタンバイメニューに係る利用料金の額はアクティブメニューに適用される月額上限料金額に 50%を乗じて得た額とします。</p>	<p>HULFT/HULFT7 for Linux-EX HULFT/HULFT7 for Linux-EX CL HULFT/HULFT7 for Linux-EX CL2Node~</p>
<p>料金表 第 1 表 2. 料金額 別紙1-2「エンタープライズクラウド料金表(税抜価格)」の①コンピュータ/HULFT に規定する以下のメニュー</p> <p>HULFT7 for Windows-EX (*4)</p> <p>別紙 1-3 エ)別紙1-2に定める(*4)のメニュー(以下「アクティブメニュー」といいます。)について、契約者がクラスタ環境(2ノード以上の仮想環境をいいます。)を構築して本サービスを利用する場合であって、当社が指定する方法によりスタンバイメニュー(アクティブメニューに係る機能の冗長化を目的としたものをいいます。以下、同じとします。)の追加があったときは、そのスタンバイメニューに係る利用料金の額はアクティブメニューに適用される月額上限料金額に 50%を乗じて得た額とします。</p>	<p>料金表 第 1 表 2. 料金額 別紙1-2「エンタープライズクラウド料金表(税抜価格)」の①コンピュータ/HULFT に規定する以下のメニュー</p> <p>HULFT7 for Windows-EX HULFT7 for Windows-EX CL HULFT7 for Windows-EX CL2Node~</p>
<p>料金表 第 1 表 2. 料金額 別紙1-2「エンタープライズクラウド料金表(税抜価格)」の①コンピュータ/HULFT/HULFT-HUB3 Server Linux-ENTX (*4)</p> <p>別紙 1-3 エ)別紙1-2に定める(*4)のメニュー(以下「アクティブメニュー」といいます。)について、契約者がクラスタ環境(2ノード以上の仮想環境をいいます。)を構築して本サービスを利用する場合であって、当社が指定する方法によりスタンバイメニュー(アクティブメニューに係る機能の冗長化を目的としたものをいいます。以下、同じとします。)の追加があったときは、そのスタンバイメニューに係る利用料金の額はアクティブメニューに適用される月額上限料金額に 50%を乗じて得た額とします。</p>	<p>料金表 第 1 表 2. 料金額 別紙1-2「エンタープライズクラウド料金表(税抜価格)」の①コンピュータ/HULFT に規定する以下のメニュー</p> <p>HULFT-HUB3 Server Linux-ENT HULFT-HUB3 Server Linux-ENT CL HULFT-HUB3 Server Linux-ENT CL2Node~</p>
<p>料金表 第 1 表 2. 料金額 別紙1-2「エンタープライズクラウド料金表(税抜価格)」の①コンピュータ/HULFT/HULFT クラウド 1(*4)</p> <p>別紙 1-3 エ)別紙1-2に定める(*4)のメニュー(以下「アクティブメニュー」といいます。)について、契約者がクラスタ環境(2ノード以上の仮想環境をいいます。)を構築して本サービスを利用する場合であって、当社が指定する方法によりスタンバイメニュー(アクティブメニューに係る機能の冗長化を目的としたものをいいます。以下、同じとします。)の追加があったときは、そのスタンバイメニューに係る利用料金の額はアクティブメニューに適用される月額上限料金額に 50%を乗じて得た額とします。</p>	<p>料金表 第 1 表 2. 料金額 別紙1-2「エンタープライズクラウド料金表(税抜価格)」の①コンピュータ/HULFT に規定する以下のメニュー</p> <p>HULFT クラウド 1 HULFT クラウド 1 CL HULFT クラウド 1 CL2Node~</p>
<p>料金表 第 1 表 2. 料金額 別紙1-2「エンタープライズクラウド料金表(税抜価格)」に規定する「①コンピュータ/</p>	<p>料金表 第 1 表 2. 料金額 別紙1-2「エンタープライズクラウド料金表(税抜価格)」に規定する</p>

HULFT/HULFT7 for Linux-EX AES 暗号オプション月(*4)】	「①コンピュータ/HULFT/HULFT7 for Linux-EX」 「①コンピュータ/HULFT/HULFT7 暗号オプション(AES) for Linux」
料金表 第 1 表 2. 料金額 別紙1-2「エンタープライズクラウド料金表(税抜価格)」に規定する「①コンピュータ/HULFT/HULFT7 for Windows-EX AES 暗号オプション付き(*4)」	料金表 第 1 表 2. 料金額 別紙1-2「エンタープライズクラウド料金表(税抜価格)」に規定する 「①コンピュータ/HULFT/HULFT7 for Windows-EX」 「①コンピュータ/HULFT/HULFT7 暗号オプション(AES) for Windows」
料金表 第 1 表 2. 料金額 別紙1-2「エンタープライズクラウド料金表(税抜価格)」に規定する「①コンピュータ/HULFT/HULFT-HUB3 Server Linux-ENT AES 暗号オプション付き(*4)」	料金表 第 1 表 2. 料金額 別紙1-2「エンタープライズクラウド料金表(税抜価格)」に規定する 「①コンピュータ/HULFT/HULFT-HUB3 Server Linux-ENT」 「①コンピュータ/HULFT/HULFT-HUB3 Server 暗号オプション(AES) for Linux」

附則（平成 27 年 8 月 27 日 CL 第 501555 号）

1 この改定規約は、平成 27 年 9 月 1 日から実施します。

2 この改正規定実施前に料金表に規定する①コンピュータの OS ライセンスの利用を開始し、現に利用している契約者に適用される利用料金(①コンピュータ OS ライセンスに係るものに限ります)については、当社と契約者の間に別段の合意がない限り、平成 28 年 3 月 31 日までなお従前の通りとします。

附則（平成 27 年 9 月 29 日 CL 第 501940-1 号）

1 この改定規約は、平成 27 年 10 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 平成 27 年 10 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に、本サービスの申込みをする者(当社が法人と認めた者に限ります。)が、当社が指定する方法により別表 2 の①から③までのいずれかを含む本サービス(以下、本附則において「適用対象サービス」といいます。)の利用の申込を行った場合であって、当社がその申込みを承諾し、平成 28 年 5 月 31 日までにその利用の開始が行われた場合は、次の定めを適用します。

- (1) 適用対象サービスの提供を開始した日(複数の適用対象サービスを提供する場合、その適用対象サービスの提供を開始する日のうち、最も早い日とします。)からその提供を開始した日を含む月の翌月末日(以下、本附則において「課金開始日」といいます)までの期間において、適用対象サービスに係る利用料金及び工事に関する費用の支払いを要しません。
- (2) 課金開始日前に契約の解除等があった場合は、最低利用期間に係る料金表の定めを適用しないものとします。但し、契約の解除が第 15 条による場合は、その限りではありません。

3 前項の定めに係らず、適用対象サービスに係る 1 の契約(以下、本附則において「適用対象契約」といいます)において、別表 1 に定めのない対象メニューの利用を開始した場合、その利用を開始した日から、適用対象契約に係る全ての料金等(別表 1 及び別表 2 に係るものを含みます)の支払いを要します。

別表 1

対象メニュー	
コンピュータ	コンピュータリソース(共用機器)
	コンピュータリソース(専用機器)
	プライベートカタログ
	OS ライセンス
	Database ライセンス
	Microsoft SAL
	バックアップライセンス
	HULFT
バックアップ	イメージバックアップ
	ファイルバックアップ
ネットワーク	インターネット接続
	グローバル IP アドレス
	VPN 接続

	サーバーセグメント	
	相互接続	サービス相互接続
		コロケーション接続
		オンプレミス接続
	v ファイアーウォール	
	v ロードバランサー	
統合ネットワークアプライアンス		
外部ストレージ	グローバルファイルストレージ	
	ブロックストレージ	
セキュリティ	ネットワークセキュリティ	
	コンテンツセキュリティ	ウイルス対策(E-mail)
		ウイルス対策(Web)
		URL フィルタリング
		アプリケーションフィルタリング
		不正アクセス対策セキュリティ
		Web ブラウジングセキュリティ
		インターネット GW セキュリティ
		UTM
	VM セキュリティ	ウイルス対策(VM)
		仮想パッチ
		VM 間ファイアウォール
		VM セキュリティアドバンスドパッケージ(※1)
	プロファイリング	アプリケーションプロファイリング
	ネットワークプロファイリング	
その他	OS マネジメント	
	Power オプション(※2)	

※1 利用開始日が他の対象メニューの利用開始日以降になります。

※2 利用規約外サービスのため、別途 Power オプション用の特約書による利用申込が必要です。

別表2

対象メニュー			
①	コンピュータ	Database ライセンス	Oracle SE ONE
②	コンピュータ	Database ライセンス	Oracle SE RAC
	外部ストレージ	ブロックストレージ	Premium++
③	コンピュータ	Database ライセンス	Oracle EE RAC
	外部ストレージ	ブロックストレージ	Premium++

附則（平成27年10月28日CL第502317号）

1 この改定規約は、平成27年11月1日から実施します。

附則（平成27年12月2日CL第502737号）

1 この改定規約は、平成27年12月1日から実施します。

附則（平成27年12月24日CL第503079号）

1 この改定規約は、平成28年1月1日から実施します。

附則（平成28年1月28日CL第503436号）

1 この改定規約は、平成28年2月1日から実施します。

附則（平成28年2月25日CL第503785号）

（実施期日）

1 本規約は、平成28年3月1日から実施します。

2 改正実施(2016年3月1日)前に本規約に定める「エンタープライズクラウドサービス」は、改正実施後は「Enterprise Cloud1.0 (EGL1.0)」に読み替えて改正規定を適用します。

附則（平成28年2月25日CL第503785号）

（実施期日）

1 本規約は、平成28年3月9日から実施します。

附則（平成28年3月18日CL第504072号）

（実施期日）

1 本規約は、平成28年3月22日から実施します。

附則（平成28年4月1日CL第00026596号）

（実施期日）

1 本規約は、平成28年4月1日から実施します。

附則（平成28年4月1日CL第00026596号）

（実施期日）

1 本規約は、平成28年4月4日から実施します。

附則（平成28年4月1日CL第00026596号）

（実施期日）

1 本規約は、平成28年4月6日から実施します。

附則（平成28年4月1日CL第00026596号）

（実施期日）

1 本規約は、平成28年4月7日から実施します。

附則（平成28年4月22日CL第00031836号）

（実施期日）

1 本規約は、平成28年4月25日から実施します。

附則（平成28年4月26日CL第00032968号）

（実施期日）

1 本規約は、平成28年4月27日から実施します。

附則（平成28年4月26日CL第00032968号）

（実施期日）

1 本規約は、平成28年5月1日から実施します。

附則（平成28年5月16日CL第00037350号）

（実施期日）

1 本規約は、平成28年5月20日から実施します。

附則（平成28年5月27日CL第00042084号）

（実施期日）

1 本規約は、平成28年5月30日から実施します。

附則（平成28年5月27日CL第00042078号）

（実施期日）

1 本規約は、平成 28 年 6 月 1 日から実施します。

附則（平成 28 年 6 月 7 日 CL 第 00046640）
（実施期日）

1 本規約は、平成 28 年 6 月 15 日から実施します。

附則（平成 28 年 6 月 24 日 CL 第 00054550）
（実施期日）

1 本規約は、平成 28 年 6 月 27 日から実施します。

附則（平成 28 年 6 月 24 日 CL 第 00054550）
（実施期日）

1 本規約は、平成 28 年 6 月 30 日から実施します。

附則（平成 28 年 6 月 29 日 CL 第 00056973）
（実施期日）

1 本規約は、平成 28 年 7 月 1 日から実施します。

附則（平成 28 年 6 月 24 日 CL 第 00054550）
（実施期日）

1 本規約は、平成 28 年 7 月 5 日から実施します。

附則（平成 28 年 7 月 19 日 CL 第 00064051）
（実施期日）

1 本規約は、平成 28 年 7 月 19 日から実施します。

附則（平成 28 年 7 月 25 日 CL 第 00066013）
（実施期日）

1 本規約は、平成 28 年 7 月 25 日から実施します。

附則（平成 28 年 7 月 27 日 CL 第 00067225）
（実施期日）

1 本規約は、平成 28 年 7 月 27 日から実施します。

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に定める次表の左欄のメニュー・区分は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のメニュー・区分にそれぞれ読み替えて改正規定を適用します。

別記2（ECL2.0に係るもの） 料金表 2（ECL2.0に係るもの） 第2 メニュー及びプランに係る提供条件等 (5)ソリューションパッケージに係るもの	別記2（ECL2.0に係るもの） 料金表 2（ECL2.0に係るもの） 第2 メニュー及びプランに係る提供条件等 (7)ミドルウェアに係るもの																				
別記2（ECL2.0に係るもの） 料金表 2（ECL2.0に係るもの） 第2 メニュー及びプランに係る提供条件等 (7)アプリケーションサービスに係るもの	別記2（ECL2.0に係るもの） 料金表 2（ECL2.0に係るもの） 第2 メニュー及びプランに係る提供条件等 (7)プラットフォームサービスに係るもの																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">メニュー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">PaaS</td> <td colspan="2">Shared PaaS</td> </tr> <tr> <td>PaaS</td> <td>SSL 証明書</td> </tr> <tr> <td>Option</td> <td>SSL 証明書(ワイルドカード)</td> </tr> </tbody> </table>	メニュー			PaaS	Shared PaaS		PaaS	SSL 証明書	Option	SSL 証明書(ワイルドカード)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">メニュー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">Cloud Foundry</td> <td colspan="2">Shared</td> </tr> <tr> <td>Cloud</td> <td>SSL 証明書</td> </tr> <tr> <td>Foundry Option</td> <td>SSL 証明書(ワイルドカード)</td> </tr> </tbody> </table>	メニュー			Cloud Foundry	Shared		Cloud	SSL 証明書	Foundry Option	SSL 証明書(ワイルドカード)
メニュー																					
PaaS	Shared PaaS																				
	PaaS	SSL 証明書																			
	Option	SSL 証明書(ワイルドカード)																			
メニュー																					
Cloud Foundry	Shared																				
	Cloud	SSL 証明書																			
	Foundry Option	SSL 証明書(ワイルドカード)																			
別記2（ECL2.0に係るもの） 料金表 2（ECL2.0に係るもの） 第3 メニュー及びプランに係る算定方法 (4)ソリューションパッケージに係るもの	別記2（ECL2.0に係るもの） 料金表 2（ECL2.0に係るもの） 第3 メニュー及びプランに係る算定方法 (6)ミドルウェアに係るもの																				
別記2（ECL2.0に係るもの） 料金表 2（ECL2.0に係るもの）	別記2（ECL2.0に係るもの） 料金表 2（ECL2.0に係るもの）																				

第3メニュー及びプランに係る算定方法 (6)アプリケーションサービスに係るもの			第3メニュー及びプランに係る算定方法 (8)プラットフォームサービスに係るもの		
メニュー			メニュー		
PaaS	Shared PaaS		Cloud Foundry	Shared	
	PaaS	SSL 証明書		Cloud	SSL 証明書
	Option	SSL 証明書(ワイルドカード)		Foundry Option	SSL 証明書(ワイルドカード)

附則（平成28年7月27日 CL第 00067225）

（実施期日）

1 本規約は、平成28年7月28日から実施します。

附則（平成28年7月27日 CL第 00067225）

（実施期日）

1 本規約は、平成28年8月1日から実施します。

附則（平成28年7月27日 CL第 00067225）

（実施期日）

1 本規約は、平成28年8月2日から実施します。

附則（平成28年7月27日 CL第 00067225）

（実施期日）

1 本規約は、平成28年8月5日から実施します。

附則（平成28年8月5日 CL第 00071283）

（実施期日）

1 本規約は、平成28年8月8日から実施します。

附則（平成28年8月5日 CL第 00071283）

（実施期日）

1 本規約は、平成28年8月10日から実施します。

附則（平成28年8月5日 CL第 00071283）

（実施期日）

1 本規約は、平成28年8月12日から実施します。

附則（平成28年8月31日 CL第 00078787）

（実施期日）

1 本規約は、平成28年8月31日から実施します。

附則（平成28年8月31日 CL第 00078787）

（実施期日）

1 本規約は、平成28年9月2日から実施します。

附則（平成28年8月31日 CL第 00078787）

（実施期日）

1 本規約は、平成28年9月6日から実施します。

附則（平成28年9月7日 CL第 00081660）

（実施期日）

1 本規約は、平成28年9月12日から実施します。

附則（平成28年9月21日 CL第 00087472）

（実施期日）

1 本規約は、平成28年9月26日から実施します。

附則（平成28年9月28日 CL第 00090189）
（実施期日）

1 本規約は、平成28年9月30日から実施します。

附則（平成28年9月30日 CL第 00092732）
（実施期日）

1 本規約は、平成28年10月4日から実施します。

附則（平成28年10月7日 CL第 00095307）
（実施期日）

1 本規約は、平成28年10月7日から実施します。

附則（平成28年10月28日 CL第 00104681）
（実施期日）

1 本規約は、平成28年11月1日から実施します。

附則（平成28年10月28日 CL第 00104681）
（実施期日）

1 本規約は、平成28年11月7日から実施します。

附則（平成28年11月15日 CL第 00110896）
（実施期日）

1 本規約は、平成28年11月15日から実施します。

附則（平成28年12月2日 CL第 00118008）
（実施期日）

1 本規約は、平成28年12月2日から実施します。

附則（平成28年12月9日 CL第 00121188）
（実施期日）

1 本規約は、平成28年12月14日から実施します。

附則（平成28年12月9日 CL第 00121188）
（実施期日）

1 本規約は、平成28年12月27日から実施します。

附則（平成29年1月31日 CL第 CL00140174）
（実施期日）

1 本規約は、平成29年2月2日から実施します。

附則（平成29年2月7日 CL第 CL00143484）
（実施期日）

1 本規約は、平成29年2月10日から実施します。

附則（平成29年2月15日 CL第 CL00146261）
（実施期日）

1 本規約は、平成29年2月16日から実施します。

附則（平成29年3月1日 CL第 CL00153862）
（実施期日）

1 本規約は、平成29年3月2日から実施します。

附則（平成29年3月16日 CL第 CL00163556）
（実施期日）

1 本規約は、平成29年3月17日から実施します。

附則（平成 29 年 3 月 29 日 CL 第 CL00173294）

（実施期日）

1 本規約は、平成 29 年 3 月 30 日から実施します。

2 平成 29 年 3 月 17 日から平成 29 年 6 月 30 日までの間に、本サービスの第4に定める「Arcserve Unified Data Protection (UDP) Advanced Edition」(以下、本附則において「適用対象サービス」といいます。)の利用の申込を行った場合であって、当社がその申込みを承諾し、平成 29 年 6 月 30 日までにその利用の開始が行われた場合は、次の定めを適用します。

適用対象サービスの提供を開始した日から平成 29 年 6 月 30 日までの期間において、適用対象サービスに係る利用料金に関する費用の支払いを要しません。

3 この改正規定実施前に、改正前の規定に定める次表の左欄のメニュー・区分は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のメニュー・区分に変更して改正規定を適用します。

<p>別記2（ECL2.0に係るもの） 料金表 2（ECL2.0に係るもの） 第 2 メニュー及びプランに係る提供条件等 (3) ネットワークに係るもの P47</p> <table border="1" data-bbox="127 672 766 784"> <tr><td>メニュー</td></tr> <tr><td>コロケーション接続(CIC)</td></tr> <tr><td>Enterprise Cloud 接続(EIC)</td></tr> </table>	メニュー	コロケーション接続(CIC)	Enterprise Cloud 接続(EIC)	<p>別記2（ECL2.0に係るもの） 料金表 2（ECL2.0に係るもの） 第 2 メニュー及びプランに係る提供条件等 (3) ネットワークに係るもの P47</p> <table border="1" data-bbox="813 672 1436 784"> <tr><td>メニュー</td></tr> <tr><td>※記載削除</td></tr> <tr><td>※記載削除</td></tr> </table>	メニュー	※記載削除	※記載削除
メニュー							
コロケーション接続(CIC)							
Enterprise Cloud 接続(EIC)							
メニュー							
※記載削除							
※記載削除							
<p>別記2（ECL2.0に係るもの） 料金表 2（ECL2.0に係るもの） 第 2 メニュー及びプランに係る提供条件等</p> <p>(4) 専用ハイパーバイザー P47 (5) バックアップに係るもの (6) セキュリティ (7) ミドルウェアに係るもの (8) マネジメントに係るもの (9) プラットフォームサービスに係るもの</p>	<p>別記2（ECL2.0に係るもの） 料金表 2（ECL2.0に係るもの） 第 2 メニュー及びプランに係る提供条件等 (4) SD-Exchange に係るもの P47</p> <table border="1" data-bbox="813 963 1436 1187"> <tr><td>メニュー</td></tr> <tr><td>コロケーション接続(CIC)</td></tr> <tr><td>Enterprise Cloud1.0 接続(EIC)</td></tr> <tr><td>Enterprise Cloud2.0 接続(EIC)</td></tr> <tr><td>Amazon Web Services 接続</td></tr> </table> <p>(5) 専用ハイパーバイザー P47 (6) バックアップに係るもの (7) セキュリティ (8) ミドルウェアに係るもの (9) マネジメントに係るもの (10) プラットフォームサービスに係るもの</p>	メニュー	コロケーション接続(CIC)	Enterprise Cloud1.0 接続(EIC)	Enterprise Cloud2.0 接続(EIC)	Amazon Web Services 接続	
メニュー							
コロケーション接続(CIC)							
Enterprise Cloud1.0 接続(EIC)							
Enterprise Cloud2.0 接続(EIC)							
Amazon Web Services 接続							
<p>別記2（ECL2.0に係るもの） 料金表 2（ECL2.0に係るもの） 第 3 メニュー及びプランに係る算定方法 (3) ネットワークに係るもの P56</p> <table border="1" data-bbox="127 1590 766 1657"> <tr><td>メニュー</td></tr> <tr><td>コロケーション接続(CIC)</td></tr> </table>	メニュー	コロケーション接続(CIC)	<p>別記2（ECL2.0に係るもの） 料金表 2（ECL2.0に係るもの） 第 3 メニュー及びプランに係る算定方法 (3) ネットワークに係るもの P56</p> <table border="1" data-bbox="813 1590 1436 1657"> <tr><td>メニュー</td></tr> <tr><td>※記載削除</td></tr> </table>	メニュー	※記載削除		
メニュー							
コロケーション接続(CIC)							
メニュー							
※記載削除							
<p>別記2（ECL2.0に係るもの） 料金表 2（ECL2.0に係るもの） 第 3 メニュー及びプランに係る算定方法</p>	<p>別記2（ECL2.0に係るもの） 料金表 2（ECL2.0に係るもの） 第 3 メニュー及びプランに係る算定方法 (4) SD-Exchange に係るもの P56</p> <table border="1" data-bbox="813 1836 1436 1971"> <tr><td>メニュー</td></tr> <tr><td>コロケーション接続(CIC)</td></tr> <tr><td>Amazon Web Services 接続</td></tr> </table> <p>(5) 専用ハイパーバイザー P56 (6) バックアップに係るもの (7) セキュリティ</p>	メニュー	コロケーション接続(CIC)	Amazon Web Services 接続			
メニュー							
コロケーション接続(CIC)							
Amazon Web Services 接続							

(4) 専用ハイパーバイザー P56 (5) バックアップに係るもの (6) セキュリティ (7) ミドルウェアに係るもの (8) マネジメントに係るもの (9) プラットフォームサービスに係るもの	(8) ミドルウェアに係るもの (9) マネジメントに係るもの (10) プラットフォームサービスに係るもの
--	--

附則（平成 29 年 3 月 29 日 CL 第 00173294）

（実施期日）

1 本規約は、平成 29 年 4 月 1 日から実施します。

附則（平成 29 年 4 月 3 日 CL 第 00177197）

（実施期日）

1 本規約は、平成 29 年 4 月 4 日から実施します。

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に定める次表の左欄のメニュー・区分は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のメニュー・区分に変更して改正規定を適用します。

別記2（ECL2.0に係るもの） 料金表 2（ECL2.0に係るもの） 第2 メニュー及びプランに係る提供条件等 (5) 専用ハイパーバイザーに係るもの P49	別記2（ECL2.0に係るもの） 料金表 2（ECL2.0に係るもの） 第2 メニュー及びプランに係る提供条件等 (5) 専用ハイパーバイザーに係るもの P49
メニュー Hyper-V Hybrid Cloud for Azure	メニュー Hyper-V ※記載削除
別記2（ECL2.0に係るもの） 料金表 2（ECL2.0に係るもの） 第2 メニュー及びプランに係る提供条件等 (8) ミドルウェアに係るもの P51	別記2（ECL2.0に係るもの） 料金表 2（ECL2.0に係るもの） 第2 メニュー及びプランに係る提供条件等 (8) ミドルウェアに係るもの P51
メニュー Hyper-V Azure Backup Azure Site Recovery(E2A)	メニュー Hyper-V ※記載削除 ※記載削除

附則（平成 29 年 4 月 20 日 CL 第 00185309）

（実施期日）

1 本規約は、平成 29 年 4 月 20 日から実施します。

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に定める次表の左欄のメニュー・区分は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のメニュー・区分に変更して改正規定を適用します。

別記2（ECL2.0に係るもの） 料金表 2（ECL2.0に係るもの） 第2 メニュー及びプランに係る提供条件等 (6) バックアップに係るもの P50	別記2（ECL2.0に係るもの） 料金表 2（ECL2.0に係るもの） 第2 メニュー及びプランに係る提供条件等 (6) バックアップに係るもの P50
メニュー バックアップ スタンダード	メニュー バックアップ ローカル保管
別記2（ECL2.0に係るもの） 料金表 2（ECL2.0に係るもの） 第3 メニュー及びプランに係る算定方法 (6) バックアップに係るもの P59	別記2（ECL2.0に係るもの） 料金表 2（ECL2.0に係るもの） 第3 メニュー及びプランに係る算定方法 (6) バックアップに係るもの P59
メニュー バックアップ スタンダード	メニュー バックアップ ローカル保管

附則（平成 29 年 5 月 11 日 CL 第 00190270）

（実施期日）

1 本規約は、平成 29 年 5 月 16 日から実施します。

附則（平成 29 年 6 月 5 日 CL 第 00199928）

（実施期日）

1 本規約は、平成 29 年 6 月 6 日から実施します。

附則（平成 29 年 6 月 28 日 CL 第 00210140）

（実施期日）

1 本規約は、平成 29 年 7 月 1 日から実施します。

附則（平成 29 年 6 月 30 日 CL 第 00211465）

（実施期日）

1 本規約は、平成 29 年 7 月 1 日から実施します。

附則（平成 29 年 6 月 28 日 CL 第 00210140）

（実施期日）

1 本規約は、平成 29 年 7 月 6 日から実施します。

附則（平成 29 年 7 月 11 日 CL 第 00215216）

（実施期日）

1 本規約は、平成 29 年 7 月 13 日から実施します。

附則（平成 29 年 7 月 19 日 CL 第 00217282）

（実施期日）

1 本規約は、平成 29 年 7 月 20 日から実施します。

附則（平成 29 年 7 月 31 日 CL 第 00222488）

（実施期日）

1 本規約は、平成 29 年 7 月 31 日から実施します。

2 平成 29 年 7 月 14 日時点で本サービスの料金表 2(ECL2.0 に係るもの)第4に定める「ネットワーク ファイアウォール Brocade 5600 vRouter」を利用する契約者が、「セキュリティ ネットワーク型セキュリティ Managed Firewall」に申込み場合、当該契約者の「セキュリティ ネットワーク型セキュリティ Managed Firewall」に係る平成 29 年 7 月分以降の利用料金について以下の割引率を適用します。

利用中のファイアウォール Brocade 5600 vRouter のプラン	割引対象となるネットワーク型セキュリティ Managed Firewall のプラン	Managed Firewall に適用される割引率							
		JP1	JP2	US1	UK1	DE1	SG1	HK1	AU1
2CPU-8GB-4F	2CPU-4GB	16%	16%	38%	39%	39%	38%	38%	45%
	2CPU-4GB (HA)	7%	7%	33%	33%	33%	33%	33%	40%
4CPU-16GB-8F	8CPU-12GB	45%	45%	59%	59%	59%	59%	59%	63%
	8CPU-12GB (HA)	43%	43%	58%	58%	58%	58%	58%	62%

附則（平成 29 年 7 月 31 日 CL 第 00222783）

（実施期日）

1 本規約は、平成 29 年 8 月 3 日から実施します。

附則（平成 29 年 7 月 31 日 CL 第 00222783）

（実施期日）

1 本規約は、平成 29 年 8 月 8 日から実施します。

附則（平成 29 年 8 月 4 日 CL 第 00224895）

（実施期日）

1 本規約は、平成 29 年 8 月 9 日から実施します。

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に定める次表の左欄のメニュー・区分は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のメニュー・区分に変更して、改正規定を適用します。

別記2 (ECL2.0に係るもの) 料金表 2 (ECL2.0に係るもの) 第 4 利用料金の額(税抜価格)					別記2 (ECL2.0に係るもの) 料金表 2 (ECL2.0に係るもの) 第 4 利用料金の額(税抜価格)							
カテゴリ	メニュー			プラン		カテゴリ	メニュー			プラン		
サーバー	ベアメタルサーバー	OS	Windows Server	General Purpose 1		サーバー	ベアメタルサーバー	OS	Windows Server 2012 R2	Standard Edition	General Purpose 1 v1	
				General Purpose 2							General Purpose 2 v1	
				General Purpose 3							General Purpose 3 v1	
				Workload Optimized 1							Workload Optimized 1 v1	
				Workload Optimized 2							Workload Optimized 2 v1	
別記2 (ECL2.0に係るもの) 料金表 2 (ECL2.0に係るもの) 第 4 利用料金の額(税抜価格)					別記2 (ECL2.0に係るもの) 料金表 2 (ECL2.0に係るもの) 第 4 利用料金の額(税抜価格)おー							
カテゴリ	メニュー		プラン		カテゴリ	メニュー		プラン				
専用ハイパーバイザー	ゲストイメージ	Windows Server for vSphere ESXi	General Purpose 1		専用ハイパーバイザー	ゲストイメージ	Windows Server 2008 - 2012 R2 for vSphere ESXi	Standard Edition	General Purpose 1		~7VM (per VM) 8VM~ (per Server)	
			General Purpose 2						General Purpose 2		~7VM (per VM) 8VM~ (per Server)	
			General Purpose 3						General Purpose 3		~7VM (per VM) 8VM~ (per Server)	
			Workload Optimized 1						Workload Optimized 1		~7VM (per VM) 8VM~ (per Server)	
別記2 (ECL2.0に係るもの) 料金表 2 (ECL2.0に係るもの) 第 4 利用料金の額(税抜価格)					別記2 (ECL2.0に係るもの) 料金表 2 (ECL2.0に係るもの) 第 4 利用料金の額(税抜価格)							
カテゴリ	メニュー		プラン		カテゴリ	メニュー		プラン				
専用ハイパーバイザー	ゲストイメージ	Windows Server for Hyper-V	General Purpose 1		専用ハイパーバイザー	ゲストイメージ	Windows Server 2008 - 2012 R2 for Hyper-V on Windows Server 2012 R2	Standard Edition	General Purpose 1		~7VM (per VM) / 1VM 目は無料で提供します。 8VM~ (per Server)	
			General Purpose 2						General Purpose 2		~7VM (per VM) / 1VM 目は無料で提供します。 8VM~ (per Server)	
			General Purpose 3						General Purpose 3		~7VM (per VM) / 1VM 目	

				は無料で提供 します。					は無料で提供 します。
				8VM～(per Server)					8VM～(per Server)
			Workload Optimized 1	～7VM (per VM) / 1VM 目 は無料で提供 します。				Workload Optimized 1	～7VM (per VM) / 1VM 目 は無料で提供 します。
				8VM～(per Server)					8VM～(per Server)
			Workload Optimized 2	～7VM (per VM) / 1VM 目 は無料で提供 します。				Workload Optimized 2	～7VM (per VM) / 1VM 目 は無料で提供 します。
				8VM～(per Server)					8VM～(per Server)
別記2 (ECL2.0に係るもの) 料金表 2 (ECL2.0に係るもの) 第 6 利用料金の額(税抜価格)					別記2 (ECL2.0に係るもの) 料金表 2 (ECL2.0に係るもの) 第 6 利用料金の額(税抜価格)				
カテゴリー	メニュー			プラン	カテゴリー	メニュー			プラン
サーバー	ベアメ タルサ ーバー	OS	Windows Server	General Purpose 1	サーバー	ベアメ タルサ ーバー	OS	Window s Server 2012 R2	Standard Edition
				General Purpose 2					General Purpose 1 v1
				General Purpose 3					General Purpose 2 v1
				Workload Optimized 1					General Purpose 3 v1
				Workload Optimized 2					Workload Optimized 1 v1
									Workload Optimized 2 v1
別記2 (ECL2.0に係るもの) 料金表 2 (ECL2.0に係るもの) 第 6 利用料金の額(税込価格)					別記2 (ECL2.0に係るもの) 料金表 2 (ECL2.0に係るもの) 第 6 利用料金の額(税込価格)				
カテゴリー	メニュー		プラン		カテゴリー	メニュー		プラン	
専用ハイパーバイザー	ゲストイ メージ	Windows Server for vSphere ESXi	General Purpose 1	～7VM (per VM) 8VM～(per Server)	専用ハイパーバイザー	ゲストイ メージ	Windows Server 2008 - 2012 R2 for vSphere ESXi	Standard Edition	General Purpose 1
			General Purpose 2	～7VM (per VM) 8VM～(per Server)					General Purpose 2
			General Purpose 3	～7VM (per VM) 8VM～(per Server)					General Purpose 3
			Workload Optimized 1	～7VM (per VM) 8VM～(per Server)					Workload Optimized 1
									Workload Optimized 1
別記2 (ECL2.0に係るもの)					別記2 (ECL2.0に係るもの)				

料金表 2 (ECL2.0に係るもの) 第 6 利用料金の額(税抜価格)					料金表 2 (ECL2.0に係るもの) 第 6 利用料金の額(税抜価格)				
カテゴリー	メニュー		プラン		カテゴリー	メニュー		プラン	
専用ハイパーバイザー	ゲストイメージ	Windows Server for Hyper-V	General Purpose 1	～7VM (per VM) / 1VM 目は無料で提供します。	Standard Edition	ゲストイメージ	Windows Server 2008 – 2012 R2 for Hyper-V on Windows Server 2012 R2	General Purpose 1	～7VM (per VM) / 1VM 目は無料で提供します。
				8VM～ (per Server)					8VM～ (per Server)
			General Purpose 2	～7VM (per VM) / 1VM 目は無料で提供します。	General Purpose 2			～7VM (per VM) / 1VM 目は無料で提供します。	
				8VM～ (per Server)				8VM～ (per Server)	
			General Purpose 3	～7VM (per VM) / 1VM 目は無料で提供します。	General Purpose 3			～7VM (per VM) / 1VM 目は無料で提供します。	
				8VM～ (per Server)				8VM～ (per Server)	
			Workload Optimized 1	～7VM (per VM) / 1VM 目は無料で提供します。	Workload Optimized 1			～7VM (per VM) / 1VM 目は無料で提供します。	
				8VM～ (per Server)				8VM～ (per Server)	
			Workload Optimized 2	～7VM (per VM) / 1VM 目は無料で提供します。	Workload Optimized 2			～7VM (per VM) / 1VM 目は無料で提供します。	
				8VM～ (per Server)				8VM～ (per Server)	

附則（平成 29 年 9 月 1 日 CL 第 00233724）

（実施期日）

1 本規約は、平成 29 年 9 月 5 日から実施します。

附則（平成 29 年 9 月 20 日 CL 第 00240655）

（実施期日）

1 本規約は、平成 29 年 9 月 21 日から実施します。

附則（平成 29 年 10 月 5 日 CL 第 00248784）

（実施期日）

1 本規約は、平成 29 年 10 月 5 日から実施します。

附則（平成 30 年 2 月 6 日 CL 第 00296365）

（実施期日）

1 本規約は、平成 30 年 2 月 8 日から実施します。

附則（平成 30 年 2 月 26 日 CL 第 00304923）

（実施期日）

1 本規約は、平成 30 年 3 月 1 日から実施します。

附則（平成 30 年 4 月 11 日 CL 第 00333453）

(実施期日)

1 本規約は、平成30年4月11日から実施します。

附則（平成30年4月19日 CL第00336728）

(実施期日)

1 本規約は、平成30年4月19日から実施します。

附則（平成30年5月9日 CL第00342196）

(実施期日)

1 本規約は、平成30年5月10日から実施します。

附則（平成30年6月12日 CL第00354907）

(実施期日)

1 本規約は、平成30年6月13日から実施します。

附則（平成30年6月19日 CL第00357671）

(実施期日)

1 本規約は、平成30年6月19日から実施します。

附則（平成30年8月8日 CL第00377595）

(実施期日)

1 本規約は、平成30年8月8日から実施します。

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に定める次表の左欄のメニュー・区分は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のメニュー・区分に変更して、改正規定を適用します。

別記2（ECL2.0に係るもの） 料金表2（ECL2.0に係るもの） 第2メニュー及びプランに係る提供条件等 (9) マネージメントに係るもの P52 <table border="1" data-bbox="127 1093 770 1238"> <tr> <td colspan="2">メニュー</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">サポート</td> <td>ベーシックプラン</td> </tr> <tr> <td>アドバンスドプラン</td> </tr> </table>	メニュー		サポート	ベーシックプラン	アドバンスドプラン	別記2（ECL2.0に係るもの） 料金表2（ECL2.0に係るもの） 第2メニュー及びプランに係る提供条件等 (9) マネージメントに係るもの P52 <table border="1" data-bbox="809 1093 1452 1238"> <tr> <td colspan="3">メニュー</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">サポート</td> <td rowspan="2">運用支援</td> <td>ベーシックプラン</td> </tr> <tr> <td>アドバンスドプラン</td> </tr> </table>	メニュー			サポート	運用支援	ベーシックプラン	アドバンスドプラン
メニュー													
サポート	ベーシックプラン												
	アドバンスドプラン												
メニュー													
サポート	運用支援	ベーシックプラン											
		アドバンスドプラン											
別記2（ECL2.0に係るもの） 料金表2（ECL2.0に係るもの） 第3メニュー及びプランに係る算定方法 (9) マネージメントに係るもの P60 <table border="1" data-bbox="127 1406 770 1518"> <tr> <td colspan="2">メニュー</td> </tr> <tr> <td>サポート</td> <td>アドバンスドプラン</td> </tr> </table>	メニュー		サポート	アドバンスドプラン	別記2（ECL2.0に係るもの） 料金表2（ECL2.0に係るもの） 第3メニュー及びプランに係る算定方法 (9) マネージメントに係るもの P60 <table border="1" data-bbox="809 1406 1452 1518"> <tr> <td colspan="3">メニュー</td> </tr> <tr> <td>サポート</td> <td>運用支援</td> <td>アドバンスドプラン</td> </tr> </table>	メニュー			サポート	運用支援	アドバンスドプラン		
メニュー													
サポート	アドバンスドプラン												
メニュー													
サポート	運用支援	アドバンスドプラン											

附則（平成30年8月29日 CL第00384212）

(実施期日)

1 本規約は、平成30年8月31日から実施します。

附則（平成30年12月7日 CL第00425154）

(実施期日)

1 本規約は、平成30年12月7日から実施します。

附則（平成30年12月17日 CL第00429633）

(実施期日)

1 本規約は、平成30年12月17日から実施します。

附則（平成31年1月9日 CL第00435227）

(実施期日)

1 本規約は、平成31年1月9日から実施します。

2 この改定規定実施の際現に、改正前の規定により提供している料金表 2(ECL2.0 に係るもの)第2メニュー及びプランに係る提供条件等(10)プラットフォームサービスに係るものの内「Cloud Foundry」については、提供を平成 31 年 2 月 10 日を以て廃止します。

3 この改正規定実施前に支払又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他債務については、なお、従前のおとりとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお、従前のおとりとします。

附則

(実施期日) (平成 31 年 2 月 14 日 CL第 00435227)

1 本規約は、平成 31 年 2 月 14 日から実施します。

附則

(実施期日) (平成 31 年 2 月 25 日 CL第 00455811)

1 本規約は、平成 31 年 2 月 26 日から実施します。

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に定める次表の左欄のメニュー・区分は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のメニュー・区分に変更して、改正規定を適用します。

<p>別記2 (ECL2.0に係るもの) 料金表 2 (ECL2.0に係るもの) 第 2 メニュー及びプランに係る提供条件等 (8) ミドルウェアに係るもの P50</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">メニュー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">Oracle</td> <td>Oracle SE2 for Linux</td> </tr> <tr> <td>Oracle SE2 for Windows</td> </tr> <tr> <td>Oracle EE for Linux</td> </tr> <tr> <td>Oracle EE for Windows</td> </tr> </tbody> </table>	メニュー		Oracle	Oracle SE2 for Linux	Oracle SE2 for Windows	Oracle EE for Linux	Oracle EE for Windows	<p>別記2 (ECL2.0に係るもの) 料金表 2 (ECL2.0に係るもの) 第 2 メニュー及びプランに係る提供条件等 (8) ミドルウェアに係るもの P50</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">メニュー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">Oracle</td> <td rowspan="4">仮想サーバー メニュー向け</td> <td>Oracle SE2 for Linux</td> </tr> <tr> <td>Oracle SE2 for Windows</td> </tr> <tr> <td>Oracle EE for Linux</td> </tr> <tr> <td>Oracle EE for Windows</td> </tr> </tbody> </table>	メニュー			Oracle	仮想サーバー メニュー向け	Oracle SE2 for Linux	Oracle SE2 for Windows	Oracle EE for Linux	Oracle EE for Windows
メニュー																	
Oracle	Oracle SE2 for Linux																
	Oracle SE2 for Windows																
	Oracle EE for Linux																
	Oracle EE for Windows																
メニュー																	
Oracle	仮想サーバー メニュー向け	Oracle SE2 for Linux															
		Oracle SE2 for Windows															
		Oracle EE for Linux															
		Oracle EE for Windows															
<p>別記2 (ECL2.0に係るもの) 料金表 2 (ECL2.0に係るもの) 第 3 メニュー及びプランに係る算定方法 (8) ミドルウェアに係るもの P60</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">メニュー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">Oracle</td> <td>Oracle SE2 for Linux</td> </tr> <tr> <td>Oracle SE2 for Windows</td> </tr> <tr> <td>Oracle EE for Linux</td> </tr> <tr> <td>Oracle EE for Windows</td> </tr> </tbody> </table>	メニュー		Oracle	Oracle SE2 for Linux	Oracle SE2 for Windows	Oracle EE for Linux	Oracle EE for Windows	<p>別記2 (ECL2.0に係るもの) 料金表 2 (ECL2.0に係るもの) 第 3 メニュー及びプランに係る算定方法 (8) ミドルウェアに係るもの P60</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">メニュー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">Oracle</td> <td rowspan="4">仮想サーバー メニュー向け</td> <td>Oracle SE2 for Linux</td> </tr> <tr> <td>Oracle SE2 for Windows</td> </tr> <tr> <td>Oracle EE for Linux</td> </tr> <tr> <td>Oracle EE for Windows</td> </tr> </tbody> </table>	メニュー			Oracle	仮想サーバー メニュー向け	Oracle SE2 for Linux	Oracle SE2 for Windows	Oracle EE for Linux	Oracle EE for Windows
メニュー																	
Oracle	Oracle SE2 for Linux																
	Oracle SE2 for Windows																
	Oracle EE for Linux																
	Oracle EE for Windows																
メニュー																	
Oracle	仮想サーバー メニュー向け	Oracle SE2 for Linux															
		Oracle SE2 for Windows															
		Oracle EE for Linux															
		Oracle EE for Windows															

3 この改定規定実施の際現に、改正前の規定により提供している料金表 2(ECL2.0 に係るもの)第2メニュー及びプランに係る提供条件等(10)プラットフォームサービスに係るものの内「Rancher (Docker コンテナ管理)」については、提供を平成 31 年 3 月 28 日を以て廃止します。

4 この改正規定実施前に支払又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他債務については、なお、従前のおとりとします。

5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお、従前のおとりとします。

附則 (平成 31 年 3 月 22 日 CL第 00472711)

(実施期日)

1 本規約は、平成 31 年 4 月 1 日から実施します。

附則 (平成 31 年 4 月 4 日 CL第 00482321)

(実施期日)

1 本規約は、平成 31 年 4 月 10 日から実施します。

附則 (令和元年 9 月 19 日 CL第 00544964)

(実施期日)

1 この利用規約は、令和元年 9 月 19 日から実施します。

2 改正実施(2019年9月19日)前に本規約に定める「エンタープライズクラウドサービス」は、改正実施後は、「Enterprise Cloud1.0(ECL1.0)、および、Enterprise Cloud2.0(ECL2.0)」と読み替えて改正規定を適用します。

附則(令和元年9月24日 CL第0001994181)
(実施期日)

1 本規約は、令和元年9月24日から実施します。

附則(令和元年9月26日 NSク第00547974)
(実施期日)

1 本規約は、令和元年9月30日から実施します。

附則(令和元年9月30日 CL第00549783)
(実施期日)

1 本規約は、令和元年10月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 令和元年10月1日を跨る料金月の料金について、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律附則第五条第二項及び第十六条第一項に定める経過措置が適用される場合があります。経過措置が適用された場合には、消費税相当額は改正前の消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づく6.3%に地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づく63分の17を乗じて得た率を加算して適用します。
- 3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(令和元年11月12日 CL第00566222)
(実施期日)

1 本規約は、令和元年11月13日から実施します。

附則(令和元年12月3日 CL第00575225)
(実施期日)

1 本規約は、令和元年12月4日から実施します。

2 この改定規定実施の際現に、改正前の規定により定めた「リージョン」は、JP1/JP2/JP4/JP5、US1、US2、UK1、DE1、FR1、SG1、HK1を指します。

附則(令和元年12月20日 CL第00584252)
(実施期日)

1 本規約は、令和元年12月25日から実施します。

附則(平成30年12月7日 CL第00425154)
(実施期日)

1 本規約は、令和2年1月8日から実施します。

- 2 この改定規定実施の際現に改正前の規定により提供している、オーストラリア拠点(データセンタまたはリージョン)における別冊(Enterprise Cloud1.0 サービス)及び別冊(Enterprise Cloud2.0 サービス)の提供を令和2年1月8日に廃止します。
- 3 当社は、前項のサービス提供の廃止に伴い発生する損害(現に蓄積している情報の停止又は消去を行ったことに伴い発生するものを含みます。)については、責任を負いません。
- 4 この改正規定実施前に支払又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他債務については、なお、従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお、従前のとおりとします。
- 6 この改正規定実施前に、改正前の規定により適用している Enterprise Cloud1.0 サービスのオーストラリアデータセンタの料金は、Smart Data Platform サービス利用規約 別冊(Enterprise Cloud 1.0 サービス)別紙4「ECL1.0 オーストラリアデータセンタ料金表 2020年1月8日改定以前」の通りです。

附則(令和2年2月3日 CL第00598857)
(実施期日)

本規約は、令和2年2月3日から実施します。

附則（令和2年3月5日 CL第00613578）
（実施期日）
本規約は、令和2年3月6日から実施します。

附則（令和2年3月25日 CL第00625666）
（実施期日）
本規約は、令和2年3月25日から実施します。